

【H24.03.28 版】

別冊 2

県立特別支援学校 編成整備実施計画
(平成24年度～平成33年度)

【 目 次 】

第4章 目標達成に向けた実施計画

| | |
|-----------------------------|----|
| 施策1：小中学校への分校・分教室の設置 | 3 |
| 施策2：高等部における軽度知的障害生徒の教育の場の拡充 | 4 |
| 施策3：より身近な地域で就学できる特別支援学校の整備 | 6 |
| 施策4：看護師の拠点校への集約と学校運営体制の見直し | 8 |
| 施策5：泡瀬特別支援学校の分校設置 | 10 |
| 施策6：スクールバスの運営方法の見直し | 11 |
| 施策7：個別施設整備計画の作成 | 12 |

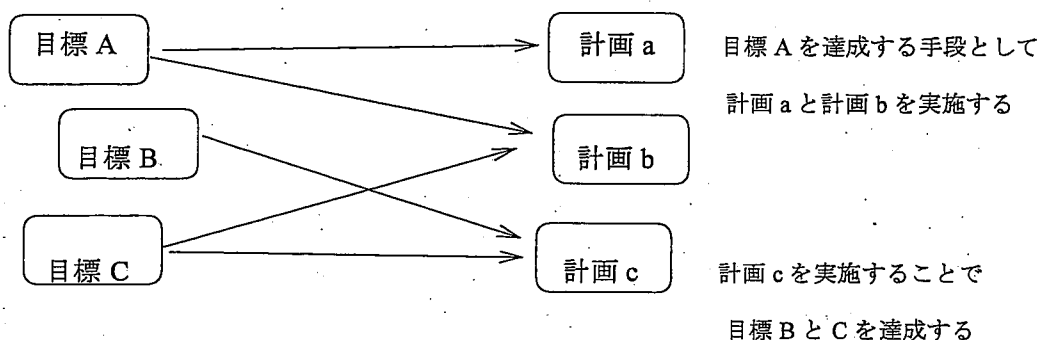
関係資料

| | |
|---------------------|----|
| 実施計画予定表 | 13 |
| 目標（第3章）と施策（第4章）の対応表 | 14 |

※ この「編成整備実施計画」は、「編成整備の基本方向」（第1章～第3章）の続編なので、第4章から始めています。なお、「編成整備の基本方向」と「編成整備実施計画」をあわせて、「編成整備計画」となります。

第4章 目標達成に向けた実施計画

- ・この章では、前章で設定した目標を達成するため必要となる具体的な「手段」と「行程」を、「実施計画」として策定します。
- ・実施計画は、7つの「施策」から構成されます。施策は、複数の「計画」から構成されます。
- ・前章で設定された各目標に一つの計画が対応するわけではなく、一つの計画により複数目標の達成を目指すこともあります。また、その逆の場合もあります。



- ・また、実施計画を策定するにあたっては、設定した目標達成年度における特別支援学校の状態を踏まえる必要があります。達成年度における目標と課題状況の差が、実施計画で対応すべき内容になります（次ページ表参照）。

＜記述の説明＞
 設定目標 → 280 ↓
 現状・推計 → 推計 270

○ 県立特別支援学校編成整備計画 目標予定表【計画期間：平成24年度～平成33年度】

| 目標項目 | H24年度 | H25年度 | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | H31年度 | H32年度 | H33年度 | 実施計画で対応が必要となる事柄 |
|-------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 1 美咲特別支援学校本校 | 推計 340 | 推計 344 | 推計 352 | 推計 359 | 280人 ↓ 推計 270 | 推計 282 | 推計 293 | 推計 304 | 推計 313 | 245人 ↓ 推計 323 | H33までに78人分の受け皿が必要 |
| 2 大平特別支援学校本校 | 推計 314 | 推計 318 | 推計 326 | 推計 332 | 280人 ↓ 推計 343 | 推計 354 | 推計 365 | 推計 375 | 推計 384 | 245人 ↓ 推計 398 | H28までに63人分、H33までに148人分の受け皿が必要 |
| 3 名護特別支援学校本校 | 200人 ↓ 推計 124 | 200人 ↓ 推計 126 | 200人 ↓ 推計 129 | 200人 ↓ 推計 131 | 200人 ↓ 推計 135 | 200人 ↓ 推計 139 | 200人 ↓ 推計 144 | 200人 ↓ 推計 147 | 200人 ↓ 推計 151 | 200人 ↓ 推計 155 | |
| 西崎特別支援学校本校 | 200人 ↓ 推計 174 | 200人 ↓ 推計 176 | 200人 ↓ 推計 180 | 200人 ↓ 推計 184 | 200人 ↓ 推計 190 | 200人 ↓ 推計 196 | 200人 ↓ 推計 200 | 200人 ↓ 推計 207 | 200人 ↓ 推計 212 | 200人 ↓ 推計 217 | H30までに1人分、H33までに17人分の受け皿が必要 |
| 4 島尻特別支援学校本校 | 245人 ↓ 推計 169 | 245人 ↓ 推計 171 | 245人 ↓ 推計 175 | 245人 ↓ 推計 179 | 245人 ↓ 推計 185 | 245人 ↓ 推計 191 | 245人 ↓ 推計 196 | 245人 ↓ 推計 202 | 245人 ↓ 推計 206 | 245人 ↓ 推計 211 | |
| 5 医療機関等隣接特別支援学校の運営形態見直し | 見直し | 見直し | 見直し | 見直し | 見直し | 見直し | 見直し | 見直し | 見直し | 見直し | |
| 6 鏡が丘浦添分校+浦添分教室 | 10人 ↑ | 10人 ↑ | 10人 ↑ | 10人 ↑ | 10人 ↑ | 10人 ↑ | 10人 ↑ | 10人 ↑ | 10人 ↑ | 10人 ↑ | 計画期間中、動向を注視しながらの対策検討が必要 |
| 7 泡瀬特別支援学校 | 175人 ↓ | 175人 ↓ | 175人 ↓ | 175人 ↓ | 175人 ↓ | 175人 ↓ | 175人 ↓ | 175人 ↓ | 175人 ↓ | 175人 ↓ | |
| 2 軽度知的障害高等部 (現定数195) | 現定数 195 | 現定数 195 | 現定数 195 | 現定数 195 | 300 ↑ 現定数 195 | 300 ↑ 現定数 195 | 300 ↑ 現定数 195 | 300 ↑ 現定数 195 | 300 ↑ 現定数 195 | 300 ↑ 現定数 195 | 平成28までに105人分の受け皿が必要 |
| 3 肢体不自由・病弱本島看護師拠点校 | | | | | 現定数集約 | | | | | | H28までに集約が必要 |
| 4 小・中・高等学校への分校・分教室 | | | | | 整備 | | | | | 小・中高に整備 | H33までに整備が必要 |
| 1 視覚障害対応の特別支援学校(北部・中部) | | | | | 整備 | | | | | | H28までに整備が必要 |
| 2 聴覚障害対応の特別支援学校(北部・南部) | | | | | 整備 | | | | | | H28までに整備が必要 |
| 5 3 専門性の確保 | 確保 | 確保 | 確保 | 確保 | 確保 | 確保 | 確保 | 確保 | 確保 | 確保 | 計画期間中、動向を注視しながらの対策検討が必要 |
| 4 スクールバス(分教室、共同運行) | | | | | H20 ↓ | | | | | | H28までに1H20以内とする必要がある |
| 6 1 全面改革計画(鏡が丘・鏡が丘浦添分校) | | | | | 策定 | | | | | | H28までに策定が必要 |
| 2 一部改革計画(泡瀬特支、那覇特支) | | | | | 策定 | | | | | | H28までに策定が必要 |

* 美咲特別支援学校分校(定員100人)は平成26年度に開校予定だが、定員は段階的に達すると想定しているため、平成28年度の推計人数から100を引いている。

施策 1：小中学校への分校・分教室の設置

- ・ 施策 1 は、特別支援学校の分校・分教室を市町村立小中学校へ設置していく計画から構成されます。これらの計画は、共生社会の実現に向けた交流及び共同学習の推進や、より身近な地域での就学を達成するために重要であり、また過密を解消するためにも必要です。
- ・ 交流及び共同学習を日常的に行うことは、小中学校の児童生徒に教育的効果があるほか、障害のある児童生徒と居住地域とのつながりを強めます。また、分校・分教室が特別支援教育に関するセンター校的な役割を担うなど、施策 1 は市町村にとっても利点があると考えています。

<計画>

- (1) 平成 24 年度に分校・分教室設置要綱を作成し、協定を結ぶ市町村教育委員会の募集を始める。
- (2) 平成 25 年度に県教委は、設置要綱に基づいて募集に応じた市町村教委と協定を交わし、既存施設の有効活用を図りながら設置準備を進める。
- (3) 平成 26 年度より、市町村立学校に特別支援学校の分校・分教室を設置する。
- (4) 平成 33 年度までに、市町村立学校に合計で 180 人定員以上の特別支援学校の分校・分教室を設置する。

<計画スケジュール表>

| H24年度 | H25年度 | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | H31年度 | H32年度 | H33年度 |
|---------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------------|
| 要綱作成・募集 | 協定・設置準備 | 設置 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 180人以上定員設置 |

<対応する目標>

- 1-(1) 美咲特別支援学校本校の在学者数を平成 28 年度までに 280 人以内とし、更に、平成 33 年度までに 245 人以内とする。
- 1-(2) 大平特別支援学校本校の在学者数を平成 28 年度までに 280 人以内とし、更に、平成 33 年度までに 245 人以内とする。
- 1-(3) 名護特別支援学校及び西崎特別支援学校の各本校の在学者数が、計画期間内に 200 人を超えることがないようにする。
- 1-(4) 島尻特別支援学校の本校の在学者数が、計画期間内に 245 人を超えることがないようにする。
- 4-(1) 平成 33 年度までに、児童生徒が小・中・高校のいずれかの段階で、小・中・高校の学校内に設置された特別支援学校の分校・分教室においても交流及び共同学習を行える環境を整備する。
- 5-(4) 平成 28 年度までに、特別支援学校のスクールバスの朝の運行時間を 1 時間 20 分以内にする。

施策 2：高等部における軽度知的障害生徒の教育の場の拡充

- ・ 施策 2 は、新たに高等部における軽度知的障害生徒の教育の場を拡充していく計画から構成されます。これらの計画は交流及び共同学習の推進だけでなく、軽度知的障害高等部の受け皿を増やすためにも重要になります。
- ・ 特別支援学校と高等学校の生徒が共に学ぶ場所を共有することは、同世代の生徒とのつながりをより強めることができます。
- ・ また、より身近な地域で就学することにより、地域の生徒という意識が深まり、地域の理解や支援が受けやすく、障害に対する理解が進むようになります。

<計画>

- (1) 平成 24 年度より準備を始め、平成 26 年度に那覇特別支援学校に軽度知的障害高等部部門を設置する（3 学年 30 人定員）。この高等部部門には、那覇特別支援学校の周辺環境（県立看護大学や医療機関の立地）や近年の雇用情勢を考慮し、福祉関連コースを設ける。
- (2) 高等学校に特別支援学校軽度知的障害高等部の分校・分教室を設置するにあたり、平成 25 年度に調査研究モデル事業の検証結果を参考にして設置高等学校を選定する。
- (3) 設置前年度より、専門性確保に必要な人的配置体制の構築及び施設設備の整備等の準備を始める。
- (4) 平成 27 年度に、宮古地区の高等学校に宮古特別支援学校の分教室（3 学年 30 人定員、軽度知的障害高等部）を設置する。
- (5) 平成 27 年度に、八重山地区の高等学校に、八重山特別支援学校の分教室（3 学年 30 人定員、軽度知的障害高等部）を設置する。
- (6) 平成 27 年度に、北部地区の高等学校に、名護特別支援学校の分教室（3 学年 30 人定員、軽度知的障害高等部）を設置する。
- (7) 平成 28 年度に、那覇南部地区の高等学校に、那覇南部地区の特別支援学校の分校（3 学年 60 人定員、軽度知的障害高等部）を設置する。

<計画スケジュール表>

| H24年度 | H25年度 | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | H31年度 | H32年度 | H33年度 |
|--------------|-------------|--------------|--------------|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 那覇特支 設置準備 | 〃 | 那覇特支 部門設置 | | | | | | | |
| | 設置高校 の選定 | 設置準備 | 3地区分 教室設置 | 那覇南部 地区設置 | | | | | |

<対応する目標>

- 1-(1) 美咲特別支援学校本校の在学者数を平成 28 年度までに 280 人以内とし、更に、平成 33 年度までに 245 人以内とする。
- 1-(2) 大平特別支援学校本校の在学者数を平成 28 年度までに 280 人以内とし、更に、平成 33 年度までに 245 人以内とする。
- 1-(3) 名護特別支援学校及び西崎特別支援学校の各本校の在学者数が、計画期間内に 200 人を超えることがないようにする。
- 1-(4) 島尻特別支援学校の本校の在学者数が、計画期間内に 245 人を超えることがないようにする。
- 2-(1) 平成 28 年度までに、軽度知的障害生徒が職業的・社会的自立を目指す特別支援学校高等部の在学者数を 300 人にし、計画期間内に 300 人以下にならないようにする。
- 4-(1) 平成 33 年度までに、児童生徒が小・中・高校のいずれかの段階で、小・中・高校の学校内に設置された特別支援学校の分校・分教室においても交流及び共同学習を行える環境を整備する。
- 5-(4) 平成 28 年度までに、特別支援学校のスクールバスの朝の運行時間を 1 時間 20 分以内にする。

施策3：より身近な地域で就学できる特別支援学校の整備

- ・施策3は、視覚障害及び聴覚障害において、より身近な地域で就学できる特別支援学校を整備していく計画から構成されます。この計画は、通学における在学者と保護者の負担を軽減させるだけでなく、学校を卒業した後の地域との繋がりを築いていくためにも重要になります。

<計画>

- (1) 平成25年度に、教育の専門性や集団性を確保しながらより身近な地域で就学できる体制を整備するために次のいずれの方法がより適当であるか、検討作業を始める。
 - ・複数障害種に対応する特別支援学校の整備
 - ・特別支援学校の分校・分教室の整備
 - ・教諭が現地に赴くサテライト教室^{*1}の整備
 - ・市町村教育委員会が実施する通級指導体制への支援充実
 - ・市町村教育委員会が設置する特別支援学級への支援充実
- (2) 平成26年度に、専門性確保に必要な人的配置体制の構築及び施設設備の整備を始める。
- (3) 平成28年度に、本島北部地区に視覚障害及び聴覚障害に対応できる体制を整備する。
- (4) 平成28年度に、本島中部地区に視覚障害に対応できる体制を整備する。
- (5) 平成28年度に、本島南部地区に聴覚障害に対応できる体制を整備する。

<計画スケジュール表>

| H24年度 | H25年度 | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | H31年度 | H32年度 | H33年度 |
|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 検討作業 | 整備等の準備 | 〃 | 体制整備 | | | | | |

<対応する目標>

- 5-(1) 視覚障害に対応する学校を、本島北部及び中部地域に平成28年度までに整備する。
- 5-(2) 聴覚障害に対応する学校を、本島北部及び南部地域に平成28年度までに整備する。

*1 沖縄盲学校や沖縄ろう学校の教諭が、他地区の学校へ月数回程度出向き、必要とする児童生徒、保護者へ指導や相談を行う形態を想定している。

5-(3) 視覚障害又は聴覚障害に対応する学校の新たな整備にあたっては、障害に応じた教育の専門性が確保されるようにする。

5-(4) 平成 28 年度までに、特別支援学校のスクールバスの朝の運行時間を 1 時間 20 分以内にする。

施策4：看護師の拠点校への集約と学校運営体制の見直し

- ・施策4は、沖縄本島内における看護師の拠点校への集約と、学校規模に応じた運営体制の見直しに関する計画から構成されます。この計画は、看護師の効率的・効果的な配置だけでなく、学校規模の適正化を図る上でも重要です。

<計画>

- (1) 沖縄本島内の肢体不自由または病弱に対応する特別支援学校における平成28年度の看護師配置校は、学校規模、施設設備の状況を勘案して、以下の通りとする。
 - ① 国頭地区：桜野特別支援学校
 - ② 中頭地区：泡瀬特別支援学校
 - ③ 那覇地区：鏡が丘特別支援学校
 - ④ 島尻地区：島尻特別支援学校
- (2) 森川特別支援学校は、隣接する沖縄病院の改築計画や鏡が丘特別支援学校の病弱受け入れ状況を踏まえ、平成27年度末で休校とする。
- (3) (2)の実施にあたり平成24年度に準備を始め、平成25年度から森川特別支援学校の通学生の新たな受け入れを停止し、平成27年度までに森川特別支援学校に通学する児童生徒は鏡が丘特別支援学校へ転学することとする。この時、鏡が丘特別支援学校における病弱教育及び病院内訪問学級教育の専門性確保に必要な人的配置体制の構築及び施設設備の整備をあわせて実施する。
- (4) 鏡が丘特別支援学校に、平成28年度までに病弱教育及び病院内訪問学級教育の専門性確保のため病弱部門を置く。また、病弱部門の教室設置等の必要となる施設設備の整備を実施する。
- (5) 鏡が丘特別支援学校浦添分校（浦添分教室を含む）の児童生徒数を前々年度から把握することとし、10人を下回ることが推計されたときは、対応策を準備する。

*1 なお、宮古特別支援学校及び八重山特別支援学校については、必要に応じて看護師を配置する。また、那覇特別支援学校については、必要に応じて平成28年度まで看護師を配置する。

<計画スケジュール表>

| H24年度 | H25年度 | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | H31年度 | H32年度 | H33年度 |
|-------------|-------------|-------|-------------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | | | 看護師 集約 | | | | | |
| 整備等 準備 | 通学生停止 転学 | 転学 | 転学 年度末休校 | | | | | | |
| 鏡分校 数の把握 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |

<対応する目標>

- 1-(5) 医療機関等に隣接し主にその入所者を受け入れる特別支援学校においては、隣接施設からの通学者の見通し等を踏まえ、運営形態を本校、分校又は休校とする。
- 1-(6) 鏡が丘特別支援学校浦添分校の在学者数が、鏡が丘特別支援学校高等部分教室とあわせて、計画期間内に10人を下回ることがないようにする。
- 3-(1) 肢体不自由、病弱又は肢体不自由及び病弱の両障害種に対応する特別支援学校においては、平成28年度までに、看護師配置校を本島各地区(国頭・中頭・那覇・島尻)ごとの拠点校に集約する。

施策5：泡瀬特別支援学校の分校設置

- ・施策5は、泡瀬特別支援学校の分校設置に関する計画から構成されます。この計画は、より身近な地域での就学を達成するために重要であり、また過密を解消するためにも必要です。

<計画>

- (1) 平成24年度に泡瀬特別支援学校の分校設置に向けた準備を進める。この時、特に小児発達センターや近隣病院との連携体制の構築する。
- (2) 平成27年度までに、泡瀬特別支援学校の分校を設置する。
- (3) 泡瀬特別支援学校の分校を設置するにあたっては、施策4の計画(1)に関わらず、必要に応じて看護師を配置する。

<計画スケジュール表>

| H24年度 | H25年度 | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | H31年度 | H32年度 | H33年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 設置準備 | 設置準備 | 設置準備 | 分校設置 | | | | | | |

<対応する目標>

- 1-(6) 泡瀬特別支援学校の在学者数を、計画期間内は175人以内とする。
- 5-(4) 平成28年度までに、特別支援学校のスクールバスの朝の運行時間を1時間20分以内にする。

施策6：スクールバスの運営方法の見直し

- ・施策6は、特別支援学校のスクールバスの運営方法を見直す計画から構成されます。この計画は、目標5-(4)を達成するための手段となります。

<計画>

(1) 平成25年度に、スクールバスの運営方法のあり方を見直すにあたり、次の事項を踏まえながら、平成28年度以降のスクールバス運営方法のあり方を決める。

- ・当編成整備計画の施策1～5の進展状況
- ・各校における運転業務の委託状況
- ・各校における登校と下校のスクールバス利用状況
- ・他県のスクールバスの運営方法（共同運行等）
- ・その他スクールバス運営に関連する事項

(2) 平成26年度に、スクールバス運営方法のあり方に基づいた準備を進め、平成28年度に見直した運営方法を実施する。

<計画スケジュール表>

| H24年度 | H25年度 | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | H31年度 | H32年度 | H33年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 運営あり方 | 準備 | 〃 | 実施 | | | | | |

<対応する目標>

- 5-(4) 平成28年度までに、特別支援学校のスクールバスの朝の運行時間を1時間20分以内にする。

施策7：個別施設整備計画の作成

- ・施策7は、特別支援学校の個別施設整備計画を作成する項目から構成されます。この計画は、目標6-(1)、6-(2)を達成するための手段となります。

<計画>

- (1) 平成27年度に、対象学校へのヒアリング及び実地調査を実施し、整備の必要性を判断する。
- (2) 平成28年度に、整備が必要と判断した学校の整備計画を作成する。

<計画スケジュール表>

| H24年度 | H25年度 | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | H31年度 | H32年度 | H33年度 |
|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | | 必要性の判断 | 計画策定 | | | | | |

<対応する目標>

- 6-(1) 編成整備計画の部分計画として、平成33年度にはほぼ全ての施設が築35年以上となる鏡が丘特別支援学校及び鏡が丘特別支援学校浦添分校に関する全面改築計画を、平成28年度までに策定する。
- 6-(2) 編成整備計画の部分計画として、平成33年度に一部施設が築35年以上となる泡瀬特別支援学校及び那覇特別支援学校に関する一部改築計画を、平成28年度までに策定する。

○ 実施計画予定表【計画期間：平成24年度～平成33年度】

| | 実施計画項目 | H24年度 | H25年度 | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | H31年度 | H32年度 | H33年度 |
|---|------------------------------|----------|---------|----------|----------|----------|-------|-------|-------|-------|------------|
| 1 | 小中学校への分校・分教室の設置 | 要綱作成・募集 | 協定・設置準備 | 設置 | " | " | " | " | " | " | 180人以上定員設置 |
| 2 | 軽度知的障害高等部の設置拡充 (那覇特別支援学校) | 那覇特支設置準備 | " | 那覇特支部門設置 | | | | | | | |
| | 軽度知的障害高等部の設置拡充 (高等学校への設置) | | 設置高校の選定 | 設置準備 | 3地区分教室設置 | 那覇南部地区設置 | | | | | |
| 3 | より身近な地域で就学できる特別支援学校の整備 | | 検討作業 | 整備等の準備 | " | 体制整備 | | | | | |
| 4 | 看護師配置の拠点化 | | | | | 看護師拠点化 | | | | | |
| | 森川特別支援学校の休校 | 整備等準備 | 通学生停止転学 | 転学 | 転学年度末休校 | | | | | | |
| | 鏡が丘特別支援学校 浦添分校の規模の確保 | 鏡分校数の把握 | " | " | " | " | " | " | " | " | " |
| 5 | 泡瀬特別支援学校の分校設置 | 設置準備 | 設置準備 | 設置準備 | 分校設置 | | | | | | |
| 6 | スクーールバスの運営方法の見直し | | 運営あり方 | 準備 | " | 実施 | | | | | |
| 7 | 個別施設整備計画の作成 | | | | 必要性の判断 | 計画策定 | | | | | |

目標(第3章)と施策(第4章)の対応表

| 目標 | 項目 | 施策 |
|--|--|---|
| 1-1) 美咲特別支援学校本校の在学者数を平成28年度までに280人以内とし、更に、平成33年度までに245人以内とする。 | 1-1) 美咲特別支援学校本校の在学者数を平成28年度までに280人以内とし、更に、平成33年度までに245人以内とする。 | 1 小中学校への分校・分教室の設置 ・市町村立学校への特別支援学校の分校・分教室設置 |
| 1-2) 大平特別支援学校本校の在学者数を平成28年度までに280人以内とし、更に、平成33年度までに245人以内とする。 | 1-2) 大平特別支援学校本校の在学者数を平成28年度までに280人以内とし、更に、平成33年度までに245人以内とする。 | 1 小中学校への分校・分教室の設置 ・市町村立学校への特別支援学校の分校・分教室設置 |
| 1-3) 名護特別支援学校及び西崎特別支援学校の各本校の在学者数が、計画期間内に200人を超えないようにする。 | 1-3) 名護特別支援学校及び西崎特別支援学校の各本校の在学者数が、計画期間内に200人を超えないようにする。 | 2 高等部における軽度知的障害生徒の教育の場の拡充 ・那覇特別支援学校への軽度知的障害部門の設置 ・県内各地区高等学校の特別支援学校の分校・分教室設置 |
| 1-4) 島原特別支援学校の本校の在学者数が、計画期間内に245人を超えないようにする。 | 1-4) 島原特別支援学校の本校の在学者数が、計画期間内に245人を超えないようにする。 | 2 高等部における軽度知的障害生徒の教育の場の拡充 ・那覇特別支援学校への軽度知的障害部門の設置 ・県内各地区高等学校の特別支援学校の分校・分教室設置 |
| 1-5) 医療機関等に隣接し主にその入所者を受け入れる特別支援学校においては、隣接施設からの通学者の見直し等を踏まえ、運営形態を本校、分校又は休校とする。 | 1-5) 医療機関等に隣接し主にその入所者を受け入れる特別支援学校においては、隣接施設からの通学者の見直し等を踏まえ、運営形態を本校、分校又は休校とする。 | 3 より身近な地域で就学できる特別支援学校の整備 ・本島各地区への視覚障害及び聴覚障害対応体制の整備 |
| 1-6) 鏡が丘特別支援学校浦添分校の在学者数が、鏡が丘特別支援学校高等部分教室とあわせて、計画期間内に10人を下回ることがないようにする。 | 1-6) 鏡が丘特別支援学校浦添分校の在学者数が、鏡が丘特別支援学校高等部分教室とあわせて、計画期間内に10人を下回ることがないようにする。 | 3 より身近な地域で就学できる特別支援学校の整備 ・本島各地区への視覚障害及び聴覚障害対応体制の整備 |
| 1-7) 泡瀬特別支援学校の在学者数を、計画期間内は175人以内とする。 | 1-7) 泡瀬特別支援学校の在学者数を、計画期間内は175人以内とする。 | 4 看護師の拠点校への集約と学校運営体制の見直し ・本島内看護師の拠点校への集約 ・森川特別支援学校の休校 ・鏡が丘特別支援学校浦添分校の対応策準備体制 |
| 2-1) 平成28年度までに、軽度知的障害生徒が職業的・社会的自立を目指す特別支援学校高等部の在学者数を300人とし、計画期間内に300人以下にならないようにする。 | 2-1) 平成28年度までに、軽度知的障害生徒が職業的・社会的自立を目指す特別支援学校高等部の在学者数を300人とし、計画期間内に300人以下にならないようにする。 | 4 看護師の拠点校への集約と学校運営体制の見直し ・本島内看護師の拠点校への集約 ・森川特別支援学校の休校 ・鏡が丘特別支援学校浦添分校の対応策準備体制 |
| 3-1) 肢体不自由、病弱又は肢体不自由及び病弱の高障害種に対応する特別支援学校において、平成28年度までに、看護師配置校を本島各地区(国頭・中頭・那覇・島尻)ごとの拠点校に集約する。 | 3-1) 肢体不自由、病弱又は肢体不自由及び病弱の高障害種に対応する特別支援学校において、平成28年度までに、看護師配置校を本島各地区(国頭・中頭・那覇・島尻)ごとの拠点校に集約する。 | 4 看護師の拠点校への集約と学校運営体制の見直し ・本島内看護師の拠点校への集約 ・森川特別支援学校の休校 ・鏡が丘特別支援学校浦添分校の対応策準備体制 |
| 4-1) 平成33年度までに、児童生徒が小・中・高校の学校内に設置された特別支援学校の分校・分教室において、交流及び共同学習の環境を整備する(なお、目標達成に向けては「沖縄県立特別支援学校高等部分教室の調査研究モデル事業」(平成22年度～平成24年度)の検証結果を十分に継ぎよる) | 4-1) 平成33年度までに、児童生徒が小・中・高校の学校内に設置された特別支援学校の分校・分教室において、交流及び共同学習の環境を整備する(なお、目標達成に向けては「沖縄県立特別支援学校高等部分教室の調査研究モデル事業」(平成22年度～平成24年度)の検証結果を十分に継ぎよる) | 5 泡瀬特別支援学校の分校設置 |
| 5-1) 視覚障害に対応する学校を、本島北部及び中部地域に平成28年度までに整備する。 | 5-1) 視覚障害に対応する学校を、本島北部及び中部地域に平成28年度までに整備する。 | 6 スクールバスの運営方法の見直し |
| 5-2) 聴覚障害に対応する学校を、本島北部及び南部地域に平成28年度までに整備する。 | 5-2) 聴覚障害に対応する学校を、本島北部及び南部地域に平成28年度までに整備する。 | 6 スクールバスの運営方法の見直し |
| 5-3) 視覚障害又は聴覚障害に対応する学校の新たな整備にあたっては、障害に応じた教育の専門性が確保されるようにする。 | 5-3) 視覚障害又は聴覚障害に対応する学校の新たな整備にあたっては、障害に応じた教育の専門性が確保されるようにする。 | 7 個別施設整備計画の作成 |
| 5-4) 平成28年度までに、特別支援学校のスクールバスの朝の運行時間を1時間20分以内にする。 | 5-4) 平成28年度までに、特別支援学校のスクールバスの朝の運行時間を1時間20分以内にする。 | 7 個別施設整備計画の作成 |
| 6-1) 編成整備計画の部分計画として、平成33年度にはほぼ全ての施設が築35年以上となる鏡が丘特別支援学校及び鏡が丘特別支援学校浦添分校に関する全面改築計画を、平成28年度までに策定する。 | 6-1) 編成整備計画の部分計画として、平成33年度にはほぼ全ての施設が築35年以上となる鏡が丘特別支援学校及び鏡が丘特別支援学校浦添分校に関する全面改築計画を、平成28年度までに策定する。 | 施策全体 |
| 6-2) 編成整備計画の部分計画として、平成33年度に一部施設が築35年以上となる泡瀬特別支援学校、那覇特別支援学校及び森川特別支援学校に関する一部改築計画を、平成28年度までに策定する。 | 6-2) 編成整備計画の部分計画として、平成33年度に一部施設が築35年以上となる泡瀬特別支援学校、那覇特別支援学校及び森川特別支援学校に関する一部改築計画を、平成28年度までに策定する。 | 施策全体 |
| 7-1) 手段設定に向けては、費用対効果を選択基準とする | 7-1) 手段設定に向けては、費用対効果を選択基準とする | 施策全体 |

「県立特別支援学校編成整備の基本方向」の一部見直し

1 森川特別支援学校の個別施設整備計画の削除

【修正内容】

第3章方針6（施設改築に向けて整備計画を策定する：24 ページ）目標(2)中「泡瀬特別支援学校、那覇特別支援学校及び森川特別支援学校」を「泡瀬特別支援学校及び那覇特別支援学校」に修正する。

【理由】

「編成整備実施計画」において、森川特別支援学校を平成 27 年度末で休校とするとしたため、森川特別支援学校の一部改築計画策定の必要がなくなった。

2 島尻特別支援学校の在学者目標の修正

【修正内容】

第3章方針1（学校規模の適正化を図る：22 ページ）目標(3)中「名護特別支援学校、島尻特別支援学校、西崎特別支援学校」を「名護特別支援学校及び西崎特別支援学校」に修正し、次に次の計画(4)を加え、計画(4)、(5)及び(6)を計画(5)、(6)及び(7)とする。

(4) 島尻特別支援学校の本校の在学者数が、計画期間内に 245 人を超えることがないようにする。

【理由】

島尻特別支援学校の収容定員を、施設整備前の規模で算出していたため。

3 計画の進行管理方法の追加

【修正内容】

第1章第5節（編成整備計画の進行管理：3 ページ）中「教育委員会はこの編成整備計画に沿って事業を展開していきます」の次に、次の2項目を追加する。

- ・ 施策1～7の実施にあたっては、複数部署が連携しながら進めていく必要があることから、計画の進行管理が重要になります。
- ・ 計画の進行管理を適切に行うため、教育施策推進委員会を年2回程度、教育施策推進委員会幹事会を年4回程度開催します。

【理由】

編成整備実施計画の関係資料として計画の進行管理を記述していたが、編成整備の基本方向に関連項目があるため、編成整備の基本方向に記述する。